

平生町住宅・建築物耐震化促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、既存住宅・建築物の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、平生町内に存する住宅・建築物の耐震化促進事業を実施する者に対し交付する平生町住宅・建築物耐震化促進事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、第1号及び第2号に規定するものについては、国、地方公共団体、独立行政法人、その他公の機関が所有するものを除く。

- (1) 木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された、一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）のうち在来軸組工法、枠組壁工法又は伝統工法によるもので、階数が3以下のものをいう。
- (2) 多数利用建築物 昭和56年5月31日以前に着工された、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下、「耐震改修促進法」という。）第14条第1項第1号に掲げる建築物のうち、次に掲げる建築物をいう。（(3)に掲げる建築物を除く。）
 - ア 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所で、階数が2以上、かつ、床面積の合計が500㎡以上のもの
 - イ 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程で、階数が2以上、かつ、床面積の合計が1,000㎡以上のもの
 - ウ 高等学校又は中等教育学校の後期課程で、階数が3以上、かつ、床面積の合計が1,000㎡以上のもの
 - エ 老人ホーム、老人短期入所施設、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター又はその他これらに類するもので、階数が2以上、かつ、床面積の合計が1,000㎡以上のもの
 - オ 病院、診療所で、階数が3以上、かつ、床面積の合計が1,000㎡以上のもの
- (3) 要緊急安全確認大規模建築物 耐震改修促進法附則第3条第1項及び第2項に規定する建築物をいう。
- (4) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士の資格を有する者
- (5) 建築士事務所 建築士法第23条に規定する登録を受けた建築士事務所をいう。
- (6) 耐震判定委員会 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が耐震判定委員会設置登録要綱に基づき登録した耐震判定委員会をいう。

- (7) 木造住宅耐震改修事業 木造住宅の耐震性向上を目的として、耐震改修設計及び耐震改修工事を実施する事業をいう。
- (8) 多数利用建築物耐震診断事業 多数利用建築物について、地震に対する安全性を評価する事業をいう。
- (9) 要緊急安全確認大規模建築物補強設計事業 要緊急安全確認大規模建築物について、耐震診断に基づく建築物の耐震改修を実施するために必要な図書の作成(建替えを行う場合に必要図書の作成を含む。)を実施する事業をいう。
- (10) 要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業 要緊急安全確認大規模建築物について、耐震改修又は建替え工事を実施する事業をいう。
- (11) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域をいう。
- (12) 土砂災害対策改修 土砂災害特別警戒区域内の土砂災害に対する構造体力上の安全性を有していない建築物を建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第80条の3の規定に適合させる改修をいう。

(補助金対象事業の要件)

第3条 補助金の交付対象事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に掲げるものとする。ただし、国、山口県又は平生町が行う他の補助金及び給付金等を活用した工事の部分は除く。

- (1) 木造住宅耐震改修事業のうち、次に掲げる条件をすべて満たすもの
 - ア (一財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く。)に基づく耐震診断により上部構造評点が1.0未満と診断された木造住宅を改修後1.0以上とする耐震改修であること。
 - イ アに示す上部構造評点は、建築士事務所に所属する建築士の評価により算出される耐震改修であること。
 - ウ 土砂災害特別警戒区域内の住宅については、土砂災害対策改修を併せて実施するもの又は実施したものに限る。
- (2) 多数利用建築物耐震診断事業のうち、次に掲げる条件をすべて満たすもの
 - ア 建築士事務所に所属する建築士が評価する耐震診断であること。(以下(3)において同じ。)
 - イ アに定める評価については、建築士法第3条から第3条の3において定める各資格における範囲で建築士が実施するものであること。(以下(3)において同じ。)
 - ウ 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年1月25日国土交通省告示第184号。以下「基本的な方針」という)に基

づく耐震診断であること。(以下(3)において同じ。)

(3) 要緊急安全確認大規模建築物補強設計事業

ア 建築士事務所に所属する建築士が建築士法第3条から第3条の3までにおいて定める各資格における範囲で行う設計であること。

イ 補強設計(建替えを行う場合に必要の図書の作成を除く。)が耐震判定委員会等の第三者機関の判定を受けるものであること。

(4) 要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業

ア 耐震改修促進法附則第3条第1項第2号に掲げる建築物

イ 基本的な方針に基づく耐震診断の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があると評価された建築物であること。

ウ 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となること。

エ 補強設計が耐震判定委員会等の第三者機関の判定を受けたものであること。

オ イの耐震診断及びエの補強計画の策定は、建築士事務所に所属する建築士が、建築士法第3条から第3条の3において定める各資格における範囲で実施したものであること。

カ イの耐震診断は、耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号)第5条第1項に規定する建築士が実施したものであること。

(補助金の対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、前条の事業を行う建物の所有者とし、町税等を滞納していない者に限る。ただし、特段の事由により所有者が実施できない場合で、町長が特に認めた場合はこの限りではない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 木造住宅耐震改修事業

ア 補助対象額は、耐震改修工事に要する経費の額から消費税及び地方消費税を除いた額とする。

イ 助成額は、次に掲げる額の合計とする。

(ア) 補助対象額のうち、耐震改修工事に要する経費(耐震改修設計及び工事監理に要する経費を除く。)の5分の4以内で、1,000円未満の端数を切り捨てるものとし、かつ、100万円を限度とする。

(イ) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

ウ 補助金の額は、イの助成額からあらかじめイ(イ)の額を差し引いて、イ(ア)の額を交付するものとする。

(2) 多数利用建築物耐震診断事業

- ア 補助対象額は、1棟当たり150万円（消費税及び地方消費税を除く。）、かつ、延べ面積1,000㎡以内の部分は2,060円/㎡以内、延べ面積1,000㎡を越えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡以内、延べ面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡以内を限度とする。
- イ 補助金の額は、補助対象額の3分の2以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) 要緊急安全確認大規模建築物補強設計事業

- ア 補助対象額は補強設計に要する経費の額から消費税及び地方消費税を除いた額で、かつ延べ面積1,000㎡以内の部分は1,750円/㎡以内、延べ面積1,000㎡を越えて2,000㎡以内の部分は1,300円/㎡以内、延べ面積2,000㎡を超える部分は870円/㎡以内を限度とする。
- イ 補助金の額は、補助対象額の3分の2以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(4) 要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業

- ア 補助対象額は耐震改修工事に要する経費の額（建替えを行う場合にあっては耐震改修工事費相当分とする）から消費税を除いた額とし、かつ50,300円/㎡を限度とする。
- イ 補助金の額は、補助対象額に次式により算出した補助率を乗じた額以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{補助率} = 0.115 + A + 131/69 \times A$$

A：当該事業に対して平生町が事業主体に対して行う補助事業の
地方負担額の割合

（補助金の交付申請）

第6条 第3条第1項に掲げる事業の補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業に着手する前に、補助金交付申請書（様式第1-1号、1-2号、1-3号又は1-4号）及び事業実施計画書（様式第2-1号、2-2号、2-3号又は2-4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、補助金交付決定通知書（様式第3号）により前項の申請者（以下「補助対象事業者」という。）に通知するものとする。

（事業の着手）

第7条 補助対象事業者は、補助金の交付決定後、事業に着手しなければならない。

(事業の内容の変更)

第8条 補助対象事業者は、交付決定を受けた後、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、事業変更申請書(様式第4号)を町長に申請しなければならない。

(補助金の額の変更通知)

第9条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定額を変更する必要があると認めるときは、補助金交付変更通知書(様式第5号)により、補助対象事業者に通知するものとする。

(事業の中止)

第10条 補助対象事業者は、交付決定を受けた後、補助対象事業を中止しようとするときは、事業中止届(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(事業の完了報告及び補助金の交付)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、補助対象事業完了報告書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の報告があったときは、審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助対象事業者からの補助金交付請求書(様式第8号)により補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 町長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助対象事業者に対し補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により、通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定による取り消しに関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象事業者に対し補助金返還命令書(様式第10号)により、補助金の返還を命ずるものとする。

(全体設計の承認)

第13条 補助対象事業者は、第2条10号の事業について工事が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金交付申請書前に当該工事に係る事業費の総額、事業完了予定時期等について、全体設計の承認申請書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。当該工事に係る事業費の総額を変更する場合も同様とする。

2 町長は、前項の申請書を受理し、審査のうえ適当と認めたときは、当該全体設計を承認し、補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、国又は山口県のこの事業に相当する事業が終了した日限りで、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成24年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。